

横浜市立大学国際総合科学群文系（国際教養学部・国際商学部・都市社会文化研究科・国際マネジメント研究科）教員昇任内規

制 定 平成 18 年 11 月 10 日  
最近改正 令和 7 年 8 月 1 日

（目的）

第1条 この内規は、国際総合科学群文系（国際教養学部・国際商学部・都市社会文化研究科・国際マネジメント研究科）から推薦する教授・准教授・講師（以下「教員」という。）への昇任に関し、公立大学法人横浜市立大学教員昇任規程（以下「規程」という。）を適用する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（教授昇任の研究業績）

第2条 規程第2条第3項第1号の研究の業績は、過去10年以内に、査読付き論文または学術的と認定された論文（論文として換算できる著書、翻訳書、辞書・辞典編纂等を含む）が10本以上あることとする。なお、国際学術誌に掲載された学術論文（欧文）について、人事委員会が認めた場合には、1本以上に換算することができる。

（教授昇任の本学への貢献）

第3条 規程第2条第3項第4号の本学への貢献は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 「公立大学法人横浜市立大学教員管理職規程」第1条に規定する教員管理職等に2年以上関わった者
- (2) 本学の教育に多大な貢献をした者
- (3) 外部資金(年間2千万円程度の科研費または5千万円程度の国家プロジェクト、産学官共同プロジェクトなど)を代表者として獲得した者
- (4) 知的財産などの分野で本学に多大な貢献をした者
- (5) 学術の各分野で国内外の名誉ある賞（学士院賞・学会賞など）を受賞した者
- (6) 過去5年以内に、査読付き雑誌に10本以上の学術論文が掲載され、かつ過去10年以内に、学術雑誌に15本以上の論文が掲載された者
- (7) 世界的な著名な雑誌に論文を掲載され、多大な評価をされた者

（准教授昇任の博士の学位）

第4条 規程第3条第2項第1号の資格は、博士の学位若しくは専門職学位を有する者またはこれに相当すると認められる者とする。

（准教授昇任の研究業績）

第5条 規程第3条第3項第1号の研究の業績は、過去5年以内に、査読付き論文または学術的と認定された論文（論文として換算できる著書、翻訳書、辞書・辞典編纂等を含む）が5本以上あることとする。なお、国際学術誌に掲載された学術論文（欧文）について、人事委員会が認めた場合には、1本以上に換算することができる。

（准教授昇任に関する本学への貢献）

第6条 規程第3条第3項第3号の本学への貢献は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育・研究に関する運営に、3年以上関わった者
- (2) 外部資金(年間1千万円程度の科研費または3千万円程度の国家プロジェクト、産学官共同プロジェクトなど)を代表者として獲得した者
- (3) 知的財産などの分野で本学に多大な貢献をした者
- (4) 学術の各分野で国内外の名誉ある賞(学会賞、奨励賞など)を受賞した者
- (5) 過去10年間に、査読付き雑誌に5本以上の学術論文が掲載された者  
(講師昇任の博士の学位)

第7条 規程第4条第2項第1号の資格は、博士の学位若しくは専門職学位を有する者またはこれに相当すると認められる者とする。

(講師昇任の研究業績)

第8条 規程第4条第3項第1号の研究の業績は、過去5年以内に、査読付き論文または学術的と認定された論文(論文として換算できる著書、翻訳書、辞書・辞典編纂等を含む)が3本以上あることとする。なお、国際学術誌に掲載された学術論文(欧文)について、人事委員会が認めた場合には、1本以上に換算することができる。

(研究業績等の期間に関する特例)

第9条 第2条、第4条及び第8条の研究の業績に係る期間並びに第3条第6号及び第5条第5号の本学への貢献の論文業績に係る期間について、当該期間内に公立大学法人横浜市立大学職員就業規則(以下「規則」という。)第19条の休職(ただし、同条第2号は除く)、規則第42条第1項第3号の出産休暇、規則第44条第1項の育児休業又は同条第2項の介護休業がある場合には、第2条から第5条に定める期間にかかわらず、当該期間に、休職、出産休暇、育児休業又は介護休業それぞれの期間を合計した期間を、当該期間とすることができる。

#### 附 則

この内規は、平成18年1月24日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成18年11月10日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成21年9月1日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年8月1日から施行する。